

死刑について考えてみませんか？

ボタンを押すのは誰ですか？

街をいくみなさん。この近くに東京拘置所があります。東京拘置所の中には死刑の執行を行なう処刑場があり、現在も、20人を越す死刑確定囚が生活しています。

死刑が確定してから、実際に処刑がなされるまでの期間は平均七年ほどだそうです。執行は具体的にはどのように行なわれるのでしょうか。

死刑判決が確定すると、裁判の記録は検察庁に送られ、検事長は死刑執行上申書を法務大臣あてに送ります。法務省内での審査で、執行しても問題がないと判断されると、死刑執行命令書が作成され法務大臣に届けられます。法務大臣がこの命令書にサインすれば刑事訴訟法の定めで5日以内に執行が行なわれることとなります。執行命令書が拘置所に送られ、死刑囚本人は執行当日の朝、そのことを知ります。

処刑場に連行され、簡単な宗教的儀式や遺言状書きが済むと、目隠しされ、手錠をかけられ、絞首台に立たされます。首に縄をかけられ、ボタンが押されると、床板が開き、体が落下する仕掛けになっています。平均14分で絶命することです。監獄法72条には「死刑を執行するときは、絞首の後死相を検しなお5分経るにあらざれば絞縄を解くことを得ず」とあります。死後なお5分間立ち会わなければならないのです。

死刑を求める検察官、死刑判決を下す裁判官、執行を命令する法務大臣、しかし、かれらが直接死刑を執行するわけではありません。かれらの誰も死刑囚の体に指一本触れることがありません。

処刑場へ連行し、首に縄をかけ、ボタンを押し、遺体を清め、納棺する……この執行を実際に行うのは、拘置所の職員です。

生身の死刑囚ともっとも身近で接し、日常的な交流のある職員に執行もまかされているのです。

床板を開けるボタンは複数あり、一個のみが本物です。何人かが同時に押すことで、罪の意識を和らげるためだそうです。

1956年の参議院法務委員会の公聴会で、当時刑務所所長だったある方が次のように述べています。

「私たちは教育者であると自負し、誇りを持って私たちの仕事に精励している。……死刑という刑罰が存在する限り、そしてその執行を私たち矯正職員が行なわなければならない限り、私は方便的に任務を遂行するのであって、そこに教育としての良心は片鱗をも示すことはできない。……当然死刑は廃止してほしい。もし直ちに廃止することができないとするならば、さしずめ死刑の執行は矯正職員にやらせることだけは、せめて直ちにやめさしてもらいたい」

執行は今も、矯正職員の手によだねられています。そして、死刑がある限り、必ず、誰かにその仕事が回されます。死刑を決めたわけではない人に。